

議会改革検討特別委員会

中間報告書

平成24年9月春日部市議会定例会

1. 特別委員会の開催状況

開催日	会議名	審議事項
H24. 6. 15	第1回特別委員会	・委員長の互選について ・副委員長の互選について ・閉会中の特定事件について
H24. 6. 27 (閉会中)	第2回特別委員会	・本特別委員会の運営について ・本特別委員会の当面の検討課題について
H24. 7. 13 (閉会中)	第3回特別委員会	・6月27日に開催された本特別委員会の意見概要について ・本特別委員会の当面の検討課題（追加分）について ・反問権の運用について ・その他 ①閉会中に開いた特別委員会における審査の報告について ②今年度の議会報告会の開催日程について ③今後の本特別委員会の開催日程について
H24. 8. 8 (閉会中)	第4回特別委員会	・反問権の運用について ・本特別委員会の当面の中期・長期的な検討課題について ・ホームページ上の研修・視察結果の公表対象について ・会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について ・その他 ①広報広聴委員会に提出する行政視察結果報告の様式について ②ホームページにおける委員会等の開催予定の公開について ③中間報告について
H24. 8. 22 (閉会中)	第5回特別委員会	・本特別委員会の当面の中期・長期的な検討課題について ・会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について ・その他 ①ホームページ上での研修・視察結果の公表イメージについて

開催日	会議名	審議事項
H24. 8. 22 (閉会中)	第5回特別委員会	② ホームページ上での会議の公開のイメージについて ③ 中間報告書（案）について

2. 審議経過

(1) 第2回特別委員会

平成24年6月27日に第2回特別委員会を開催し、特別委員会の運営についての議題において、付託案件の確認が行われました。

また、特別委員会の当面の検討課題についても協議、検討がされました。主な意見等については次のとおりです。

〔一問一答方式の制限時間について〕

- ・質問時間を減らすことは議員としてあり得ない。
- ・一般質問の制限時間については、1～2年間は、60分で進める。
- ・議会運営委員会でも確認された内容であるため、特別委員会において再確認をする必要はない。

〔答弁者（執行部側）の控え席について〕

- ・控え席については、当面継続して行う必要がある。
- ・自席で答弁ができる仕組みがあれば必要はない。議場内設備との関係から当面は、控え席を設けてできる限りスムーズに行う。

〔一問一答方式の議案質疑への導入について〕

- ・今年度内は、一般質問だけに留め、来年の4月や6月からの導入ではどうか。
- ・今年度9月定例会では、時期尚早なので来年の6月定例会あたりの導入がよい。

〔反問権の運用について〕

- ・導入に関して細かいルールが決められていない。反問権に関して議論を深める必要があるが、今年度中に議論を深め、来年度からの実施がよい。

〔議場内設備について〕

- ・相当のお金が掛るため、今すぐに手掛けるよりも、庁舎の耐震化の方向を踏まえた上で考える必要がある。
- ・自席での答弁よりも、登壇しての答弁の方が傍聴者等も分かりやすい。登壇時間も数秒であるため、時間的なロスは少ない。
- ・現在のマイクでは、自席において発言者の声が聞こえにくい感じがする。
- ・スピーカからの声が議場内の特に後ろでは聞こえにくいので、スピーカーシステムだけを先に入れ替えてはどうか。

〔会派の定義について〕

- ・同一会派で異なる表決はおかしい。基本姿勢に沿った統一步調で臨むのが基本的には会派ではないか。
- ・意思を一つにして同じ結論を得られるように努力しているが、最終的な議決権を会議規則等の条項の中で拘束しているわけでもなく、最終的には議決権は個人にあると考える。
- ・検討課題として位置づけられた大変重要で重い問題であるため、最重要課題として扱う必要がある。

（２）第３回特別委員会

平成２４年７月１３日に第３回特別委員会を開催し、第２回特別委員会で議論された内容の確定事項や経過等の確認が行われました。

また、当面の検討課題（追加分）について並びに反問権の運用についての協議、検討が行われました。主な意見等については次のとおりです。

〔ホームページ上の研修・視察結果の公表対象について〕

- ・各常任委員会、議会運営委員会、政務調査費を使用する会派の視察について、視察結果をホームページ上で公表することになっているが、個人の視察についても公開するのかなどについては、そこまでの必要性はないのではないか。
- ・当面は、各常任委員会、議会運営委員会、政務調査費を使用する会派の視察の３つについて公表することでよいと思う。しかし、政務調査費を使う個人の視察については、原則公金を使っているから公開したほうがよいと思う。
- ・個人の視察まで掲載すると、個人のＰＲになるおそれがあるので、個人の視察については必要ない。

〔反問権の運用について〕

- ・反問権の回数については定めなくてもいいのではないか。反問に要する時間を持ち時間に含むことについては、質問時間が少なくなるので、何らかの制限をする必要がある。
- ・反問する時間はそれほどの時間ではなく、持ち時間に含んでもよいのではないか。
- ・よほど意に反することや感情的なもの以外は、ほとんどないと思う。他市の状況を見ても、質問の時間内でやっているため、あえて反問の時間をとらなくてもよい。
- ・答弁を求められていない者が反問を行う場合についても一定のルールが必要と思う。以前、どこの市だったかは記憶していないが、一般質問の中で、部長が答弁でつまってしまい組織で上の副市長や市長が答弁していることがあった。
- ・事実かどうかを確認する意味で、副市長が反問権を使って演壇に立ったと思う。質問に対する反問なので、内容も限定されている。答弁をするのは部長とは限らないので、もし副市長や市長が確かめたいことがあれば、議長に求めて反問権を行使すればよい。

(3) 第4回特別委員会

平成24年8月8日に第4回特別委員会を開催し、第3回特別委員会で議論された内容の確定事項や経過等の確認が行われました。

また、反問権の運用、中期・長期的な検討課題、ホームページ上の研修・視察結果の公表対象、会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について協議、検討が行われました。主な意見等については次のとおりです。

〔反問権の運用について〕

- ・発言の持ち時間に含むか、含まないかという点については、含まないというふうにしてほしい。反問が多くなると必要な質問ができなくなるおそれがある。
- ・反問を行う時間も、質問の持ち時間に含まれることで構わない。持ち時間と別にしたほうがいいという話もあるが、反問したいそんなにあるものではない。

〔ホームページ上の研修・視察結果の公表対象について〕

- ・公金を使って視察をしているので、それを公表することは当然。すべてについて公表するのが筋ではないか。
- ・追加で行われた視察については、視察した議員の裁量に任せてもいいと思う。ただし、事務局を通じて実施した視察はすべて公表するほうがよい。
- ・公費なので見たものは公表するべきだと思うが、例えば予定していた視察案件のほかに近くの施設をバスで行って見ただけで報告書の作成が必要というのは難しい。行った議員の裁量に任せるべきだ。
- ・午前中と午後にも近くで視察を行ったのであれば報告書は別々に作ったほうがよい。大いにアピールすることが大事。
- ・1日目にA市、2日目にB市、3日目にC市の視察を予定し、B市とC市が近かった場合、2日目の午後の空き時間は何をしていたのかと指摘されかねない。その場合には、追加の視察も可とするべきであり、空き時間は、追加でここを視察したのだというように視察案件ごとに疑義を持たれないようにするべき。

〔会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について〕

- ・いわゆる会派とは何かを考えたときに、結果として大事なものは採決であり、会派の意味という点では同じ賛否がしかるべきである。そうでなければ会派を結成した意味がない。
- ・議会は議決機関で、議決機関内での会派であるので、最終的な議決の際は、賛否表明は同じにすべき。議会運営に関する議決の際は、賛否が違ってはならないし、万一同じにできないにしても同じになるよう努力するのが基本。
- ・政党という形であれば、その政党内の中で採決を拘束するというのがあるし、同じように会派として拘束するということはあり得るかも知れないが、最終的に政党からではなく個人で出ている議員として、議決の前段として基本は必ず一致に努めなければならないことは共有するが、最終的な判断は議員個人にあるべき。
- ・委員会でそうではなかったのに賛成してしまったり、反対してしまったりした場合、そういう場合には退席してその採決に加わらないというのはある。

- ・採決は、非常に重要で議員としての大事な役割であり、会派を組んでいる場合にはやはり何のために会派を組んでいるのかを考え、自分がそれに合わなければ退席するとかすればいいわけで、途中いろいろあっても会派として一番大事な採決を会派として表明することが大事。
- ・同じ会派で賛否がいつも分かれているということがこれからもあるかどうか分からないが、その場合は会派としての体をなしていないというふうに見られても仕方ない。そういう場合には会派から自分が離脱していくことが本来は議員としての責任ある行動ではないか。議員の資質と見識と良識が問われるのではないか。

〔４〕第５回特別委員会

平成２４年８月２２日に第５回特別委員会を開催しました。この会議では、中期・長期的な検討課題に関する項目の整理等及び会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について、重ねて意見交換が行われました。主な意見等については次のとおりです。

〔本特別委員会の当面の中期・長期的な検討課題について〕

- ・一般質問の１回目の質問から一問一答方式でできるように早期に検討したほうがよい。
- ・本会議に代表質問制度の導入を研究、検討する余地がある。
- ・執行部の自席へのマイクの設置は、中期的として、早めに考えるべき。
- ・議案に対する質疑の際にも一問一答方式で実施したらどうか。
- ・一般質問の一問一答方式での質問の際、議員の頭が傍聴席に向いてしまうので、対面方式で行うことを検討する必要がある。
- ・中・長期というのが５年又は１０年先の設定であることはあまりにも長い。現在の議員の任期中に解決できるものを論議してくことで分けてはどうか。
- ・議案に対する質疑と反問権については、来年６月から決めていっているので、進めていく必要があるが、質問席の机の下脚を除去することは、すぐにでもできる。
- ・政務調査費の金額だけでなく、あり方も含めて検討する必要がある。
- ・請願は、市民の基本的な権利で重要な直接請求権的なものなので、本会議で質疑できるようにすることは非常に重要である。
- ・すぐに取りかかれる改革については、スピード感を持って進めるべきであり、議会の基本的な部分については、じっくり話し合っていくべき。
- ・現在挙げられている中・長期的に検討する内容は、時間をかけて議論する必要があるのか疑問に感じる。

〔会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について〕

- ・原則は、会派内での協議でまとめる。どうしてもまとまらない場合には、退席するのが筋である。
- ・他市の例にあるように、原則会派内で協議をし、統一させる。まとまらない場合は退席を

する方向で考える必要がある。

- ・基本的には会派として意見の一致を目指す、他市をみても賛否が分かれることはある。最終的な表決の権利は個人にあり、議会としてしばってしまうのは、表決する権利を狭めてしまうおそれがあるので、議会としてしばってしまうのではなく、会派の中のルールとして留めておくべきではないか。
- ・会派の意味から考えても、基本的には統一した採決で臨むべき。
- ・会派を組むのは、自分の考えが合うから会派を組むのであって、協議して会派の中でまとめないと会派を組んでいる意味がなくなる。
- ・このまま議論して一定の方向性を出していこうとするのか。引き続き協議しても平行線になる可能性もあるので、ここで決めることができなければ、各派代表者会議や議会運営委員会などで決めるような方向性を出したほうがよい。

議会改革検討特別委員会 委員名簿

委員長 河井 美久

副委員長 蛭間 靖造

委員 佐藤 一

委員 金子 進

委員 松本 浩一

委員 卯月 武彦

委員 鬼丸 裕史

委員 栄 寛美

委員 荒木 洋美

委員 鈴木 保

(平成24年6月15日～平成24年7月22日)

委員 大山 利夫